



## NPO会計まるごとガイドブック 訂正のお願い

「NPO会計まるごとガイドブック」をご利用いただきまして、ありがとうございます。

### 【ご注意】

本書に記載されている「NPO法人 山川道(仮名)」は、  
設立初年度(2003年度:H15. 10. 10~H16. 3. 31)の活動について  
事例として掲載しております。

ただし、期限や書類の名称などは、H18. 8. 1現在にて修正いたしました。

特定非営利活動法人 長野県NPOセンター

大変申し訳ありませんが、以下の訂正をお願いいたします。

P2. 添付資料の通り	P103. 添付資料の通り
P3. 添付資料の通り	P104. 添付資料の通り
P4. 添付資料の通り	P105・106. 税額変更
P5. 添付資料の通り	P120. 添付資料の通り
P6. 添付資料の通り	P121. 添付資料の通り
P15~17. 削除	P128. 添付資料の通り
P32. 添付資料の通り	P129. 添付資料の通り
P35. 添付資料の通り	P132. 添付資料の通り
P38. 添付資料の通り	P142. 添付資料の通り
P81. 添付資料の通り	P145. 添付資料の通り
P84. 添付資料の通り(様式変更)	P175. 添付資料の通り
	別表4 連番を修正

### 【共通事項】

1. 会社法施行後から「有限会社」は、商号変更の必要はありませんが、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3条2項により「特例有限会社」という呼び方がされます。
2. 平成18年4月1日より、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法での福祉サービスを一元化して、障害者自立支援法という法律名に改正されています。
3. 最新の情報は長野県NPOセンターのホームページをご覧ください。  
<http://www.npo-nagano.org/kaikai/>

## Q1

法人が認証される  
までに何を準備するの？

?



**A** 以下の3つが必要です

### 1 はんこの準備

登記に必要な法人の代表印を注文します。

その他必要に応じ角印・銀行印も注文しましょう。また住所・法人名・代表者名等が必要に応じて組み合わせて使える合せ印もあると便利です。  
字体も含め詳しくは、はんこ屋さんにご相談ください。

☞ はんこ代の支出に伴う会計処理は27、31ページを参照。

### 2 代表者の印鑑証明の準備

代表者個人の実印と印鑑証明書（発行から3ヶ月以内）を準備しましょう。

法人の代表印の印鑑登録時に必要になります。実印をお持ちでない場合は、はんこの作成と印鑑登録を済ませておきましょう。

### 3 用紙の準備

法務局で登記用紙・印鑑届出書の用紙を入手しておきましょう。

現在下記の2種類が

登記用紙は法務局によって異なり現在、種類あります。

登記申請の「手書き申請用紙」  
18ページの登記用紙です。削除  
OCR申請の「印字申請用紙」  
23ページの登記用紙です。

- ・各区用申請用紙（手書き申請） 18ページ
- ・OCR用申請用紙（印字申請） 23ページ

## Q2

法人が認証されたら何を  
するの？

の範囲があります。  
登記はコンピュータシステム整備が進みそれに伴い用紙が切り替わっています。削除  
所の所在地を管轄する法務局にご確認ください。

**A** 認証書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において設立の登記をします。

## Q3

法人設立時には、何を  
登記するの？

**A** 登記事項は次の事柄です。

1. 目的及び業務（定款に記載した目的と業務すべてです）
2. 名称
3. 事務所
4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格  
（代表権を有する者とは理事全員です。資格は代表理事・理事長等も含め全員理事です）
5. 存立時期又は解散事由を定めたときはその時期又は事由（特定非営利活動促進法第31条第1項第2号の解散事由を定めた時は登記しなければなりません）
6. 資産の総額（財産目録を作成しその正味財産の額を記載します）

18ページ

☞ 記載の仕方は記載例を参考にしてください。登記用紙別の記載例が15ページから24ページにありますので、参考にしてください。  
ただし、詳細については主たる事務所の所在地を管轄する法務局に相談して指示に従ってください。



**Q9**  
所轄庁ってどこのこと?

**A** NPO法人の設立認証申請書を提出する行政機関のことです。

設立後、NPO法に基づくさまざまな届出書などを提出したり、NPO法第41条～第43条に規定する監督を行う機関のことを言います。

あるNPO法人のすべての事務所が1都道府県の内にある場合は、事務所が所在する都道府県の知事（長野県の場合、窓口は~~生活環境部NPO活動推進室~~）が所轄庁になります。

**企画局NPO活動推進課**

また、あるNPO法人の事務所が2都道府県以上にある場合は、内閣総理大臣（窓口は内閣府国民生活局）が所轄庁となります。

※2006年11月1日現在の窓口名称

**Q10**  
登記が終わったら所轄庁への報告はどうするの？

**A** 設立登記が終わった法人は速やかに所轄庁へ設立登記完了届出書の提出をします。

届出書は所轄庁のホームページからダウンロードも出来ます。

提出書類

- 設立登記完了届出書 1通
- ~~登記簿謄本又は~~登記事項証明書 1通
- ~~登記簿謄本又は~~登記事項証明書の写し 1通
- 定款 1通
- 設立当初の財産目録 1通  
(設立登記の申請時に作成した財産目録の写し)





これを貸借対照表・収支計算書・現金出納帳を用いて説明していきますと、

NPO法人の貸借対照表 (単位：円)

	短期借入金	30,000
--	-------	--------

NPO法人の収支計算書 (単位：円)

消耗品費	30,000
------	--------

NPO法人の現金出納帳

月日	相手科目	摘要	入金	出金	残高
10日	短期借入金	代表立替	30,000		30,000
10日	消耗品費	はんこ代等		30,000	0

注) はんこ代等を代表者が実際に立替払いした日は平成15年10月1日ですが、会計はNPO法人の設立登記日の10日付けで処理します。

ナルホド!  
日付けは注意だね

**登記事項証明書**



## Q17

設立登記の時に支払った登記印紙代2,000円の会計処理はどうするの?

**A** 法務局で登記簿謄本または~~登記事項証明書~~(現在事項証明書)を取るために現金で支払った登記印紙代2,000円は、租税公課勘定を使って次のような仕訳処理をします。

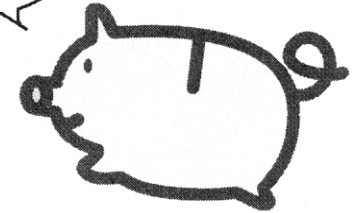
(借方)		(貸方)
租税公課	2,000	現金
	/	2,000

## Q19

事業開始申告書(県)と法人設立異動等申告書(市町村)は、どんなNPO法人が提出しなければいけないの?

**A** 所轄庁から認証を受けて設立したすべてのNPO法人です。

申告書  
出しに行くー!



## Q20

事業開始申告書と法人設立異動等申告書は、いつまでに提出するの?

**A** 「事業開始申告書」と「法人設立異動等申告書」は、原則として設立登記の日以後10日以内に提出することになっています。

添付書類は

県(地方事務所)

1. 定款の写し
2. 設立の **削除** 登記事項証明書(現在事項証明書)の写し

市町村

1. 定款の写し
2. 設立の **削除** 登記事項証明書(現在事項証明書)の写し

☞ 記載の仕方は36ページ、37ページを参照

## Q21

法人設立届出書  
(税務署)はどんなNPO法人が提出しなければいけないの?

**A** NPO法人の設立当初から「法人税法上の収益事業」を行う予定があるNPO法人です。

☞ 法人税法上の収益事業は88ページを参照

## Q22

法人設立届出書は、いつまでに提出するの?

**A** 法人設立届出書は設立登記日以後2ヶ月以内に提出します。

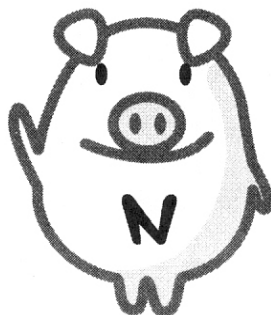
添付書類は

1. 定款の写し
2. 設立の登記簿謄本(登記事項証明書)の写しです。

☞ 記載の仕方は39ページを参照

登記事項証明書

2ヶ月以内だよ!



年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
(1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の中で退職した人のうち次の人 ①死亡退職の人 ②12月中旬に支給される給与を受けた後に退職した人 <b>③著しい心身の障害のため退職した人で、本年中に再就職ができないと見込まれる人</b> <b>④パートタイマーが退職した場合、本年中の給与が103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先から給与の支払を受けると見込まれる人を除く)</b>	<b>(1)左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、本年分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予等を受けた人</b> <b>(2)特定非営利活動法人 山川道以外へも勤務し、給与の支払を受けている人で当法人に扶養控除等申告書を提出していない人</b> <b>(3)年の中で退職した人で左の欄の(3)に該当しない人</b>

年末調整を行う時期は、本年最後に給与の支払をするときに行うことになっています。当法人の給与計算の締切日は毎月末、支払日は翌月10日となっていますので、12月10日支払の給与で行うこととなりますが、12月20日に賞与の支払があるような場合は、賞与の支払時に行うこととなります。

年末調整の事務手順は本年の源泉徴収簿を締切ることから始まり、扶養控除等申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書などの受理と確認をした上で年末調整計算へと入っていきますが、詳細については年末調整の時期になると税務署で貰うことが出来る国税庁発刊の「年末調整のしかた」を参考にしてください。

次に給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書及び所得税源泉徴収簿を掲載します。



## Q65

### NPO法人に源泉徴収義務はあるの？

**A** 源泉所得税が課税されるケースには、NPO法人自体が支払う費用に源泉所得税が課税されるケースと、NPO法人が受ける収入に源泉所得税が課税されるケースがあります。

NPO法人は役員やスタッフに給与を支払う場合、あるいは税理士等の報酬・料金、講師料、を「謝金」「講師謝礼」として支払う場合には、一定の税額を差し引き（税金を預かって）国に納付することになっています。これを「源泉徴収制度」といい、給与・報酬等を支払うものを「源泉徴収義務者」といいます。法人格があると「**任意** **削除**」給与を支払ってない場合でも、本当は、報酬料金については源泉徴収義務があります。

#### NPO法人が支払う費用に源泉所得税が課税されるケース

##### ① スタッフに給与を支払うケース

いくら源泉所得税を差し引けばよいかという金額は「源泉徴収税額表」（105・106ページ参照）を見て調べることになります。その前に「区分分け」をすることが必要になります。

- (i) 給与の支払い方により「月額表」「日額表」とに区分
- (ii) 主たる給与か従たる給与かによって甲欄・乙欄・丙欄に区分  
主たる給与＝甲欄 従たる給与＝乙欄  
日雇で臨時雇用＝丙欄

主たる給与になる場合には、「給与所得者の扶養控除申告書」（83ページ参照）を提出してもらい、税額を計算する際に扶養の人数を把握する必要があります。

☞ 扶養控除申告書は税務署に提出するわけではありませんが、源泉徴収義務者が保存すべき書類なので、必ず提出してもらうようにしましょう！

##### (1) 学生ボランティアのケース

月4.5回の出勤で毎月の給与は約40,000円程度。他にアルバイト収入なし。

- ☞ ① 月給＝月額表
- ② 他に収入なし＝甲欄
- ③ 月87,000円未満で扶養親族等の数0人  
＝源泉所得税額0円

☞ 「給与所得者の扶養控除申告書」を提出してもらいます。

##### (2) サラリーマンが、ボランティアをするケース

週末だけ月3.4回出勤。毎月の給与は30,000円程度。主たる給与は会社からの給料。

- ☞ ① 月給＝月額表
- ② 主たる給与は勤務している会社から  
＝従たる給与＝乙欄
- ③ 月30,000円＝源泉所得税額は30,000円×~~5%~~  
＝~~1,500円~~

1,800円

6%

##### (3) 日雇いのボランティアのケース

1ヶ月だけの臨時勤務。時給計算の日払制で1日5,000円程度。

- ☞ ① 日給＝日額表
- ② あらかじめ定められた雇用期間が2ヶ月以内の臨時雇用で、働いた日や時間によって計算して支払う賃金＝丙欄
- ③ 5,000円＝源泉所得税額0円

給与所得の源泉徴収税額表（平成18年1月以降分）

(一) (月額表……所得税等負担軽減措置法別表第一) (～164,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲										乙	丙	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			
37,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,000	15,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500	
48,000	26,000	26,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
59,000	37,000	37,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,500	
70,000	48,000	48,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,500	
81,000	59,000	59,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,500	
92,000	70,000	70,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,500	
103,000	81,000	81,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,500	
114,000	92,000	92,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,500	
125,000	103,000	103,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,500	
136,000	114,000	114,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,500	
147,000	125,000	125,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,500	
158,000	136,000	136,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,500	
169,000	147,000	147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,500	
180,000	158,000	158,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,500	
191,000	169,000	169,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,500	
202,000	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,500	
213,000	191,000	191,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,500	
224,000	202,000	202,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,500	
235,000	213,000	213,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,500	
246,000	224,000	224,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,500	
257,000	235,000	235,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,500	
268,000	246,000	246,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,500	
279,000	257,000	257,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,500	
290,000	268,000	268,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,500	
301,000	279,000	279,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,500	
312,000	290,000	290,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,500	
323,000	301,000	301,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,500	
334,000	312,000	312,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,500	
345,000	323,000	323,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,500	
356,000	334,000	334,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,500	
367,000	345,000	345,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35,500	
378,000	356,000	356,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,500	
389,000	367,000	367,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,500	
400,000	378,000	378,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38,500	
411,000	389,000	389,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39,500	
422,000	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,500	
433,000	411,000	411,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,500	
444,000	422,000	422,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,500	
455,000	433,000	433,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,500	
466,000	444,000	444,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44,500	
477,000	455,000	455,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45,500	
488,000	466,000	466,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46,500	
499,000	477,000	477,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47,500	
510,000	488,000	488,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48,500	
521,000	499,000	499,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49,500	
532,000	510,000	510,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,500	
543,000	521,000	521,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,500	
554,000	532,000	532,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52,500	
565,000	543,000	543,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53,500	
576,000	554,000	554,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,500	
587,000	565,000	565,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55,500	
598,000	576,000	576,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56,500	
609,000	587,000	587,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57,500	
620,000	598,000	598,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58,500	
631,000	609,000	609,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59,500	
642,000	620,000	620,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,500	
653,000	631,000	631,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61,500	
664,000	642,000	642,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62,500	
675,000	653,000	653,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,500	
686,000	664,000	664,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64,500	
697,000	675,000	675,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,500	
708,000	686,000	686,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66,500	
719,000	697,000	697,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67,500	
730,000	708,000	708,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,500	
741,000	719,000	719,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69,500	
752,000	730,000	730,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,500	
763,000	741,000	741,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71,500	
774,000	752,000	752,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72,500	
785,000	763,000	763,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73,500	
796,000	774,000	774,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74,500	
807,000	785,000	785,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,500	
818,000	796,000	796,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76,500	
829,000	807,000	807,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,500	
840,000	818,000	818,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78,500	
851,000	829,000	829,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79,500	
862,000	840,000	840,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80,500	
873,000	851,000	851,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81,500	
884,000	862,000	862,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82,500	
895,000	873,000	873,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83,500	
906,000	884,000	884,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84,500	
917,000	895,000	895,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85,500	
928,000	906,000	906,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86,500	
939,000	917,000	917,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87,500	
950,000	928,000	928,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88,500	
961,000	939,000	939,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89,500	
972,000	950,000	950,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90,500	
983,000	961,000	961,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91,500	
994,000	972,000	972,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92,500	
1,005,000	983,000	983,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93,500	
1,016,000	994,000	994,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,500	
1,027,000	1,005,000	1,005,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95,500	
1,038,000	1,016,000	1,016,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96,500	
1,049,000	1,027,000	1,027,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97,500	
1,060,000	1,038,000	1,038,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98,500	
1,071,000	1,049,000	1,049,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99,500	
1,082,000	1,060,000	1,060,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,500	
1,093,000	1,071,000	1,071,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101,500	
1,104,000	1,082,000	1,082,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102,500	
1,115,000	1,093,000	1,093,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103,500	
1,126,000	1,104,000	1,104,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104,500	
1,137,000	1,115,000	1,115,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105,500	
1,148,000	1,126,000	1,126,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106,500	
1,159,000	1,137,000	1,137,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107,500	
1,170,000	1,148,000	1,148,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108,500	
1,181,000	1,159,000												

## Q71 NPO法人にかかる税金には他に何があるの？

**A** NPO法人でその他にかかる税金はたくさんあります。主なものを下記で説明しておきます。

(1) 固定資産税・都市計画税（市町村）  
毎年1月1日現在、土地・建物及び償却資産を所有している場合に課税されます。詳しくは市町村の資産課にお問い合わせください。

- ① 土地・建物を所有している  
納税通知書が送付されます。申告書を提出する必要はありません。
- ② 土地・建物・自動車以外の、構築物、機械、器具備品等を所有している。毎年1月1日現在所有しているものについて、償却資産税の申告をする事になります。150万円未満の場合には課税されません。

(2) 不動産取得税（県）  
土地や建物を、売却や贈与、建築などにより取得した場合に課税されます。  
長野県の場合には、設立後5年以内に本来の事業用の不動産を取得した場合（平成15年4月1日以降の取得から）に課税免除されます。

（提出書類）

- 1 不動産取得税課税免除申請書  
（一緒に不動産取得申告書の提出が必要になります）
- 2 定款の写し
- 3 法人の登記簿謄本
- 4 不動産の登記簿謄本
- 5 不動産が本来の事業用に供されるものであることが確認できる書類

登記事項証明書

※ 申請期限：不動産を取得した日から60日以内

(3) 自動車税・自動車取得税（県）  
自動車を取得した場合は自動車取得税、所有している場合には毎年自動車税が課税されます。自動車税は、身体障害者車両が県条例により課税免除される場合があります。自動車取得税は、設立後5年以内に本来用の自動車を無償で取得した場合には課税免除されます。

☞ (2)と(3)については詳しくは、県(地方事務所)税務課にお問い合わせ下さい。

(4) 印紙税（国）  
印紙税は通常「契約書」「領収証」等の文書に対して課税されます。  
ただし、NPO法人の場合には、請負契約書や賃貸借契約書に対しては、一般法人と同じで課税されますが、会費、寄付金、売上代金等の領収証を発行する場合や委託契約書に対しては課税されません。

委任契約書

☞ 詳しくは(123・124ページ)を参照して下さい。

税金って  
いろいろあるのねー



ホント  
ホント



※1 例2の市町村に対する均等割の提出期限は一部の自治体では異なりますので事前にご確認ください。

減免申請書を提出する際に必要な添付書類

・ 県（地方事務所）に提出する減免申請書の添付書類

- ① ~~登記簿謄本（写）~~
- ② 定款等（写） **登記事項証明書（写）**
- ③ 直近の収支報告書、決算書の写し等

・ 市町村（市役所、町村役場）に提出する減免申請書の添付書類

- ① ~~登記簿謄本（写）~~ **登記事項証明書（写）**
- ② 定款等（写）
- ③ 直近の収支報告書、決算書の写し等

(2) 収益事業を行っているNPO法人の場合 ※2  
法人県民税の納期限前（決算後の2ヶ月以内）の7日

※2 長野県の場合、収益事業を行っているNPO法人でも、設立から5年を経過する日の属する事業年度までの間の収益事業が赤字の場合に限り、均等割の減免申請ができます。

例) 3月31日が事業年度末の法人の場合は  
県に対する均等割 5月31日の前7日

減免申請書を提出する際に添付する書類  
収益事業が赤字である事を証する書類（158・159ページの法人税申告書の別表1又は160・161ページの別表4）

☞ 参考資料として「特定非営利活動法人 山川道」が収益事業を行っていなかったとした場合に提出する  
「減免申請書（法人等の県民税分）」  
「法人市民税減免申請書」（長野市提出用）を130・131ページに記載しました。

※ 「法人市民税減免申請書」は市町村毎に多少様式が違います。記載する際はご注意ください。

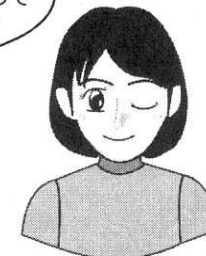
**Q76**  
法人住民税の均等割の減免申請書は毎年提出しなければいけないの？

**A** 収益事業を行っていない場合は、県（地方事務所）に提出する減免申請書は最初に提出し、「減免承認通知」を受ければ、毎年提出する必要はありません。しかし、市町村に提出する減免申請書は毎年提出しなければいけません。

二年目以降に提出する減免申請書に添付する必要な書類は、直近の収支報告書、決算書だけです。~~登記簿謄本~~や、定款等は最初の申請時だけで結構ですので、二年目以降の提出は必要ありません。

**登記事項証明書**

地方自治体によって違うこともありますので確認してくださいね！



## Q77

NPO法人の決算  
は一般の企業と同  
じていいの？

**A** NPO法人の場合は違います。所轄庁へ報告書類  
の提出をすることも決算です。

全てのNPO法人は事業年度が終了した場合には決算  
を行い3ヶ月以内に下記の書類を所轄庁に提出しなけ  
ればなりません。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 収支計算書
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿

### ⑦ 定款等

前年度に定款変更をした場合は、

a) 定款

b) 変更認証書の写し

(定款の変更認証を受けた場合)

c) 登記の現在事項全部証明書の写し

(登記事項に変更があった場合)

が必要となります。

### ⑦ 追加

また、**Q83**で触れますが法人税法上の収益事業を行  
う法人は、事業年度終了後2ヶ月以内に、決算に基づ  
いて確定申告書・貸借対照表・損益計算書等を税務署  
などへ提出しなければなりません。

ただし、申告期限の延長の申請を行えば、税務署や地  
方事務所への申告書の提出も3ヶ月以内に行うことが  
出来ます。

※ **場合により「利子税」が必要となる場合があります**

☞ 税務署への「申告期限の延長の特例の申請書」は  
133ページを参照

※ その他、県(地方事務所)等への申請も必要ですが、  
所定の申請書がありますので自治体にご確認ください。

・定率法 改訂耐用年数 = (法定耐用年数)  
× 12 / (その事業年度の月数)

改訂耐用年数 = 4年 × 12ヶ月 / 6ヶ月 = 8年

改訂償却率 = 改訂耐用年数に応ずる償却率

改訂償却率 = 0.25 (8年の償却率)

取得価格 × 改訂償却率

300,800 × 0.25 (改訂償却率) = 75,200 · · E

E × 事業に使用した日から期末までの月数 /

事業年度の月数

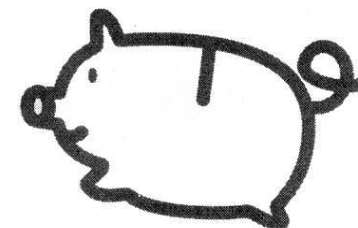
75,200 × 5ヶ月 / 6ヶ月 = 62,666

注) この場合の事業年度の月数とは、法人設立の10月  
10日から期末の3月31日までの6ヶ月間となりま  
すので、間違えないようにしましょう。

※ ~~青色申告法人はH15.4.1からH18.3.31迄の間に、  
取得価額が30万円未満のものを取得し事業に使用  
した場合には、固定資産とせず取得時に消耗品費  
等の経費として経理することができます。ただし、  
申告書にその旨を記載することなど一定の要件が  
必要となります。~~

**H18.4.1からH20.3.31迄の間に取得価額が  
30万円未満のものを取得し事業に使用した場合は、  
1事業年度中の取得合計額が300万円に達す  
る迄のものについては、その全額を固定資産とせず**

フムフム



**変更!!**

**※ 事業概況説明書も法律上提出すべき書類とされました。(平成18年4月1日以降に開始する事業年度から)**

その他、NPO 法人は収益事業を行っていない場合であっても、1年度内の総収入額（固定資産の売却などの臨時収入は除く）が8,000万円を超えるときは、「収支計算書」を事業年度終了後4ヶ月以内に税務署に提出する必要があります。

**県（地方事務所）・市町村役場への提出する書類**

- ① 県（地方事務所）に法人県民税・事業税確定申告書（それぞれ所定のもの）
- ② 市町村役場に法人市町村民税確定申告書（それぞれ所定のもの）

※ 法人税の確定申告書は、法人の主たる事務所所在地を管轄する税務署だけに提出すればよいのですが、複数の都道府県、市町村にそれぞれ事務所をもって活動しているような法人（「分割法人」といいます）は、事務所が所在する各都道府県の税務事務所（長野県の場合は地方事務所です）及び市町村役場に確定申告書を提出する必要があります。

損益計算書は収支計算書に表示されない減価償却費や引当金等も期間利益算定のため計算表示され、又一方借入金等の収支計算書に表示されているものであっても**収益**とはならないものは、計算から除外されます。

**収益費用**

収支計算書と損益計算書について具体的な仕訳例を使ってその違いをみましょう。

**仕訳例**

	借方（左側）	貸方（右側）
①	現金・預金（資金）	〇〇事業収入
②	現金・預金（資金）	寄付金収入
③	現金・預金（資金）	借入金収入
④	現金・預金（資金）	未収金（資金）
⑤	給料手当	現金・預金（資金）
⑥	仕入高	現金・預金（資金）
⑦	雑費	現金・預金（資金）
⑧	地代家賃	未払金（資金）
⑨	減価償却費	建物
⑩	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金

収支計算書に表示される仕訳例は①②③⑤⑥⑦⑧の例です。損益計算書に表示される仕訳例は①②⑤⑥⑦⑧⑨⑩の8例で、④はどちらにも表示されません。④は資金と資金の取引ですので、資金の増減には影響を及ぼさない上に既に発生した収益の入金であり損益にも影響は及ぼしません。したがって④は収支計算書及び損益計算書には表示されません。

